

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話(令和2年10月27日)

本日、熊本県人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等の報告及び勧告を行いました。

職員の給与改定に当たっては、国や他の地方公共団体の職員の給与等の状況も踏まえながら、地域の民間の給与水準と均衡を図ることを基本としています。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施しました。特別給等に関する調査については、6月末から7月末まで先行して実施し、月例給については、8月中旬から9月末まで実施しました。

今般、先行して実施した特別給に関する調査の結果、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所における支給割合を上回ったことが明らかになりました。

そのため、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数について、民間の支給割合に見合うよう0.05月分引き下げを勧告しました。月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行うこととしております。

この他、職員の人事給与等に関する今後の課題として、人事給与制度に関しては、能力及び実績に基づく人事管理の推進、多様で有為な人材の確保及び育成等について報告しました。また、働き方改革と勤務環境の整備に関しては、総実勤務時間の縮減、職員の健康管理、仕事と家庭の両立支援の推進等について報告し、さらには、危機発生時の勤務条件等について報告しました。

特に、本年は、平成28年熊本地震からの復旧・復興業務が継続している中、新たに、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害への対応業務が発生し、職員の心身への負担の継続、増大が懸念されます。

このような危機発生時においては、関連業務に従事する職員及びその所属への適

切な対応が、職員の適正な勤務条件を確保する観点から重要な課題であることを報告しました。

本委員会としましては、新型コロナウイルス感染症等への対応業務の長期化を見据え、効果的かつ効率的な勤務条件に関する制度、運用となるよう任命権者と連携しながら、適時適切に取り組んでいきます。

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく運用されることが、職員の勤務条件について県民の御理解を頂くことにつながるとともに、人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、もって効率的で安定的な行政運営に寄与するものです。

職員にあっては、被災者の支援及び被災地域の復旧・復興や新型コロナウイルス感染症への対応のため、職務に精励されていますことに対し、心から敬意を表します。今後も、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に引き続き努め、県民の期待と信頼に応えていかれることを期待します。

任命権者においては、被災地域の復旧・復興をはじめ県勢の更なる発展に向けて、職員が職務に専念できるよう、勤務条件及び勤務環境の適正な確保について、引き続き十分な取組をお願いします。

最後に、県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義と、個々の職員がそれぞれの職場で使命感を持って毎日の職務に精励していることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。